

参考資料

1. 男女共同参画に関する条例等

男女共同参画社会基本法（2001（平成13）年1月施行）

（一部抜粋）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

- 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(以下略)

沖縄県男女共同参画推進条例 (2003 (平成 15) 年 4 月施行)

平成15年3月31日沖縄県条例第2号

目次

- 第1章 総則 (第1条—第8条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等 (第9条—第18条)
- 第3章 沖縄県男女共同参画審議会 (第19条・第20条)
- 第4章 雑則 (第21条)
- 附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

沖縄県においては、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、また、社会のあらゆる分野における性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、慣習、しきたり等が依然として存在しており、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、豊かで活力ある沖縄県を築くためには、本県の地域性等にも配慮しつつ男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち沖縄県民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他者に対し、その意に反した性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「沖縄県男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な基本方向及び目標
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、沖縄県男女共同参画計画を定めるに当たっては、沖縄県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、沖縄県男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(基本理念の普及啓発)

第11条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第13条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認められる場合は、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査を行うものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うとともに、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

(県民等に対する支援)

第15条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するため、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女間の暴力の防止)

第16条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するため、啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の相談)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申出があった場合は、相談に応じるものとする。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

第三章 沖縄県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第19条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島 にじいろ宣言）（2021（令和3）年3月）

～誰もが自分らしく幸せに生きることのできる沖縄を目指して～

人は、みなそれぞれ違う存在であり、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。

人がどのような性を生きるか、どのような性を愛し、愛さないかなどの性のありようは、人権として尊重されるものです。

しかし、多様な性に関する無関心・無理解により、差別や偏見にさらされ、生きづらさを感じたり、ありのままに生きられず、時に、命まで失ってしまう事があります。

性の多様性を尊重するということは、全ての人の命を大切にし、共に生きやすい社会を目指すことです。それはすなわち、私たちが、そして次代を担う子どもたちが、夢や希望を持って健やかに生きられる社会を創ることに繋がります。

私たちはここに、性の多様性への理解を深め、互いの個性を認めあい、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指し、以下のことに取り組むことを宣言します。

私たち沖縄県民は、

- 自分の性と全ての人の性のありようを尊重します
- 性に関する多様な声に耳をかたむけます
- 多様な性を理由とする偏見・差別やあらゆる種類の暴力を許しません
- 多様な性を理由とする困難を解消するために取り組んでいきます

名護市男女共同参画推進条例（2012（平成24）年4月施行）

平成23年12月22日
条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第12条—第21条）

第3章 男女共同参画審議会（第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

あけみお、それは朝日に輝く水面、豊穡と発展をもたらす水の道。私たちの名護市は、名護湾、羽地内海、大浦湾と海に開け豊かな自然を有し、豊穡をもたらす「あけみおのまち」として、農業、商業、漁業と多彩な生活圏を形成し、歴史と文化を継承、発展してきた。

この“まち”において、全ての人が人間として性別に関わりなく個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持つことのできる社会の実現は、私たちの切なる願いである。

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、国際婦人年以降の世界的な取組と連動する中で、女性の地位向上に向けた法制度の整備は行われてきた。

名護市では、これまで「名護市男女共同参画計画あい・愛プラン」を策定し、市民への啓発活動や女性フォーラム、女性史展の開催など市民との協働で男女共同参画に関する施策を推進してきた。しかし、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識及びこの意識に基づく不平等な慣習は、今も根強く残っている。特に、意思決定の場への女性の参画は不十分な状況にあり、男女平等の達成に向けてなお一層の努力が求められる。

名護市においても、少子・高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加、集落地域での過疎化等の社会構造の変化があり、現状に的確に対応していくためにも男女が共に支え合う社会基盤の整備は、市政の重要な課題となっている。

ここに、私たち名護市民は、男女が人間としての誇りを持ち一人ひとりの責任において、平和で希望に満ちた活力あるまち、かつ、持続可能な社会の構築を目指すこととする。そのため、市、市民、市民団体、教育関係者及び事業者が一体となって、男女平等を前提とした上で、さらに男女が対等にあらゆる分野に参画する男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本的理念を定め、市民、市民団体、教育関係者、事業者（以下「市民等」という。）及び市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

- (4) 市民 市内に在住し、又は市内で働き、学び、その他の活動を行う者をいう。
- (5) 市民団体 市内において活動を行う非営利団体をいう。
- (6) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手を不快にさせ、若しくは生活環境を害し、又は性的な言動を受けた者の対応に起因して、仕事及び社会生活を営む上で一定の不利益を与えることをいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋人間等親密な関係にある男女間において、身体的、性的、心理的又は経済的に苦痛を与える暴力行為をいう。
- (10) パワー・ハラスメント 職務上の権限や地位を背景にしたいじめ、嫌がらせ、強制等の継続的に相手の人格や尊厳を傷つける行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び市民等と相互に連携し、協力するものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 4 市は、第10条の人権侵害の事案が発生した場合には、その改善措置を講ずるために、必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を実現するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、その活動において、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成における教育の果たす役割の重要性を深く認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動並びに家庭及び地域における活動を両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、男女が平等に能力を発揮できるよう努めなければならない。

(市・市民等の協働)

第9条 市及び市民等は、それぞれの主体的な取組及び協働により男女共同参画を推進するものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第10条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワー・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第11条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報においては、次の各号の表現を行なわないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担を助長し、又は連想させる表現
- (2) 性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策の策定に当たっての配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の精神が活かされるよう配慮しなければならない。

(男女共同参画行動計画)

第13条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策についての男女共同参画行動計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、男女共同参画行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第22条に規定する名護市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、男女共同参画行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画行動計画の変更について準用する。
- 6 市長は、男女共同参画行動計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

- 2 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡を図るものとする。
- 3 議会は、その権限により執行機関の附属機関等の委員その他の構成員を選出し、又は推薦するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡を図るものとする。

(農林水産業その他の産業における推進)

第15条 市は、農林水産業その他の産業の分野において、方針の立案、運営及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境整備を行うものとする。

(市民等への啓発)

第16条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるため、あらゆる分野において、適切な広報及び啓発活動を行うものとする。

(市民等の活動への支援)

第17条 市は、市民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第20条 市民等は、男女共同参画の施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情又は意見があるときは、その旨を市長に対して書面等により申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて審議会の意見を聴き、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第21条 男女共同参画の推進を図るため、名護市男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の名護市男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置及び権限)

第22条 男女共同参画社会の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため審議会を置く。

2 前項の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている名護市男女共同参画計画あい・愛プラン(平成16年3月策定)は、第13条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画行動計画とみなす。

第2次名護市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（2021（令和3）年3月）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第19条に基づき、目標設定及び達成に向けた取組について、市長、市議会議長、市選挙管理委員会、市代表監査委員、市農業委員会、市消防長、市教育委員会が定めた行動計画です。

女性のキャリア形成に関すること		
〈目標〉	○各役職段階にある職員に占める女性職員の割合を、次の数値以上にする。	
	実績（令和2年度）	目標値（令和7年度）
	部長級	7.7%
	課長級	19.0%
	係長級	27.2%
〈取組内容〉	○「性別による固定的な役割分担意識」を解消するため、キャリアの早い段階で様々な職務に就く機会を提供できるよう人事配置を行う。	
仕事と家庭の両立に関すること		
〈目標〉	○令和7年度までに、超過勤務の上限を越えた職員の割合を、職員全体の10%以下にする。	
〈取組内容〉	○業務量や超過勤務の必要性を正しく把握するため、時間外勤務命令の事前申請を徹底する。 ○効率的な働き方の意識を啓発するため、毎週水曜日の定時退庁日の周知を徹底する。 ○全庁的な人員体制の強化や業務委託、AIなどのICT技術の活用等を検討する。	
〈目標〉	○令和7年度までに、男性職員の育児休業取得率を30%以上にする。 ○令和7年度までに男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率を100%にするとともに、当該休暇の合計取得日数5日以上取得率を40%以上にする。	
〈取組内容〉	○職場における男性の育児参加の理解を深めるため、庁内掲示板において、育児休業、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の概要及び取得状況を定期的に周知する。	

国の動向（関連法、上位・関連計画の概要）

No.	法令	施行・改正年
1	男女共同参画社会基本法	平成13年1月施行
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	令和2年4月改正法施行
3	ストーカー行為等の規制等に関する法律	令和3年8月改正法施行
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	令和4年10月改正法施行
5	介護・育児休業法	令和5年4月改正法施行
6	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（未施行）	令和6年4月施行
7	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	令和3年6月改正法施行
8	次世代育成支援対策推進法	平成27年4月改正法施行
9	労働施策総合推進法	令和4年4月改正法施行
	上位・関連計画	計画期間・目標年次
10	第5次男女共同参画基本計画	施策の基本的方向・具体的な取組：令和7年度末まで
11	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	令和3年12月閣議決定
12	新子育て安心プラン	令和3年度～令和6年度末
13	孤独・孤立対策の重点計画	令和4年12月会議決定
14	自殺総合対策大綱	令和4年10月閣議決定

沖縄県の動向（関連条例、上位・関連計画の概要）

No.	法令	施行・改正年
1	沖縄県男女共同参画推進条例	平成15年4月施行
	上位・関連計画	計画期間・目標年次
2	沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改定版）	平成22年1月～
3	第6次沖縄県男女共同参画計画－DEIGOプラン－	令和4年度～令和8年度
4	沖縄県性の多様性尊重宣言（ちゅら島 にじいろ宣言）	令和3年3月

2. 市民ワークショップの結果

本市が策定を進めている「第3次名護市男女共同参画計画『あい・愛プラン』」に、市民の意見を反映させるため、ワークショップを開催しました。

■ワークショップの目的

名護市では2003（平成15）年度に第1次名護市男女共同参画計画（あい・愛プラン）を策定し、市民一人ひとりが、互いにかげがえのない存在として認め合い、それぞれの個性や人権を尊重し、責任を分かち合いながらともに社会活動に参画することを目指してきました。男女共同参画社会は、行政だけで実現できるものではなく、家庭や地域、学校、職場における意識改革や具体的な実践が必要です。

■内容

ワークショップでは、第1回目に家庭・地域・学校・職場などにおける男女共同参画の現状をお伝えしたうえで、現状に対する皆さんの思いやこれまでの経験についてポストイット（ふせん）に書き出し、他の参加者と共有しました。第2回目には、改善に向けた取り組みを参加者で検討し、計画に反映させたい内容をとりまとめました。

なお、ワークショップでは、グループごと（家庭・地域グループ、学校・職場グループ）に分かれて意見を出し合いました。事前に提出いただいた参加申込書を参考に、人数や男女バランスなどを考慮し、事務局にて「家庭・地域グループ」と「学校・職場グループ」に分けました。

■ワークショップのメンバー

名護市女性会や名護市民生委員児童委員連絡協議会をはじめとする各種団体、企業関係者等からの推薦及び公募市民、市職員によって構成（家庭・地域グループ：13名、職場グループ：10名）。

※ワークショップの結果については、参加者が記載したポストイット（ふせん）の内容を基本的にそのまま掲載しています。

第1回市民ワークショップの結果

日時：2023年10月11日（水） 午後7時～9時

場所：名護中央公民館2階 第1・2研修室

学校・職場グループ1

理想の男女共同参画 (こんな風になったらいい)	改善したいところなど (現状・問題)	男女共同参画に関する良い事例 など
<ul style="list-style-type: none"> ・責任ある仕事への従事及び役職への就任 ・合わせて、休業の取得 ・休業後の仕事のポストの確保 ・男性も女性も不公平感のない社会 ・今、男女それぞれが行っていることが、性別問わず認められる社会 ・それぞれが性の特性に制限をかけられない平等な社会 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外に出て働くのが好きな男性と家で家事をしたい女性（逆もしかり）を男女共同参画で考えるのか ・DVについて、酒やギャンブル、仕事への不満など、自分でコントロールできない ・子育てなどの責任感の不平等感 <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、女性をまかない係のようにしている現状がある ・青少年部など団体の男性比率の高さを改善したい <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の管理職へのチャレンジが少ないのは、長年積み重ねられてきた“女性らしさ”が足かせとなっているのか ・会社管理職の男性比率の高さを改善したい ・女性の管理職について、男性のやり方に不満有り ・女性が介護・育児・家事を重視する傾向有り 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事負担手伝いから ・子どもの時から家事・育児の手伝いをしながら教えていくことで、自然と考え方、価値観が依然に比べて変わってきた ・育児休業制度 ・今は、男性の育児休暇を得て家族を大切にしている <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりの中で女性の立場で発展していくものもある ・女性の自治会長 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の意見を学校側が聞くようになってきている ・性の多様性については、中学校の制服をはじめ、理解が広がっている <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場内では女性の積極登用の動きがある ・フレックスタイムやりモートワークによる多様な働き方 ・女性の考えを取入れる意識が高まっている

学校・職場グループ2

理想の男女共同参画 (こんな風になったらいい)	改善したいところなど (現状・問題)	男女共同参画に関する良い事例 など
<ul style="list-style-type: none"> ・育休が気軽に取れると良い ・相談のやりやすさが男女問わないようになると良い 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚率の高さ ・中学生の時点で「男だから」、「女だから」が根付いている ・「女の子が飲み歩いて」とよく言われる。男だったら良いのか 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯でも生活できるサポートがある？ <p>【地域】</p>

理想の男女共同参画 (こんな風になったらいい)	改善したいところなど (現状・問題)	男女共同参画に関する良い事例 など
<ul style="list-style-type: none"> ・体力のいる仕事も男女問わずに就くことができる と良い ・飲み会の時、家庭もちの女性だけ、前もって調整しないと参加できないことがない未来 ・もっと、女性の管理職が増えると良い ・夫婦で協力し合って子育て ・男性が育児休暇をとりやすい環境 ・性別に関係なく誰もが輝ける社会 ・「男性らしさ」、「女性らしさ」という言葉がなくなり、「自分らしい」を尊重 	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員が昇進したくない理由として、「家族の協力が得られない」と挙げていて、家庭環境の整備が大切だと感じる ・市の男性職員は、やはり育休や介護休の取りづらさを感じている <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査の“問 23 参加している団体で感じること”で挙げられている選択肢は、現在でも多くありがち。準備や片づけは女性 ・市民意識調査の“問 22 地域社会において、参加している団体”に対し、“参加していない”が 64%は残念 ・PTA、子ども会活動も残念 ・もっと色々な団体に参加してほしい <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産休・育休明けの職場の空気感 ・面接時に「近々、結婚や出産の予定がないか」と聞かれる(女性の場合) ・「育休の取得」や「昇任」について、男女差がまだある点 ・有休休暇の取得。平均日数が少ない ・男女とも昇任に対して消極的 ・男性の残業率が高いのは、家事分担が、女性側が高いからではないか ・ハラスメントを受けた人も、見聞きした人が何もできなかったと答える割合が高いのはまずい ・事業所がハラスメントの防止に向けて、「特に実施していない」という割合が高いのはまずい 	<ul style="list-style-type: none"> ・男は仕事、女は家庭という考え方で、「そうは思わない」の回答が多くて良かった <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の教頭が増えて良かったと思う ・男女関係なく、リーダー的立場に立っている <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務態度や経験で、男女関係なくリーダーやサブリーダーに推薦してもらえる

学校・職場グループ3

理想の男女共同参画 (こんな風になったらいい)	改善したいところなど (現状・問題)	男女共同参画に関する良い事例 など
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の生理休暇等、学校や職場において休み扱いではなく、配慮してほしい 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔からの習慣から家事ができない男が多すぎる ・政策決定の場などへの女性の積極的な登用(特に女性問題) 5対5 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社組織の中で、女性が多く進出するようになってきた

<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に女性の入職を多く（現場代理人、監理技術者、主任技術者等、所長クラスの女性が少ない） ・「専業主婦」の語句 ・会社内でのお茶出し ・名簿の男女 ・育休のとりやすさ ・「パート」削除。事務員 ・市役所に「女性局」（仮称）を設けていただき、女性の管理職への登用や意見が通りやすいようにしてほしい。女性問題なども解決など 	<p>・家事負担の時間も、考え方を考えていくべきだ。特に女性自身から、男性へお願いしていく</p> <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域会合で、まだまだ男中心になっている <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもファーストの社会にしてほしい ・各種手当を養育する人の口座へ変更できるようにしてほしい <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少数企業は、人員不足で特別休不可が多い ・待機児童解消。安心して、男女が仕事できるように、放課後の子どもの居場所作りに力を入れてほしい <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の会議にもっと若い人（大学生）、子育て世代、マイノリティの人、幅広い意見が聞きたかった ・多くの意見を、オンラインを通してでも参加してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見のしやすさ、採用の多さ“女性だから”の言葉が使われる事が少なくなってきた <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場で、ほとんどが男女混合名簿を取り入れている ・中・高校で制服の自由選択。ジェンダー平等に対して、少しずつ理解されるようになった <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女とも育休取得可（市内特A企業） ・建設業において、男女関わらず昇進可能、実力主義 ・男性の育休を取りやすくした。管理職の方が仰っていました
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

家庭・地域グループⅠ

理想の男女共同参画 (こんな風になったらいい)	改善したいところなど (現状・問題)	男女共同参画に関する良い事例 など
	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働きの中、ほとんどの家事を私が行っている <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・娘の通っていた中学校では、生徒会長は男子と決められていた事に対して、改善してほしいと思った <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有休が、仕事の内容によって取りにくいということで、家の行事の日取りを決めるのが大変 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を取得する父親が増えた ・息子が娘に対して、食事の後片付けを押し付けなくなった ・男性も家事をする意識が高くなった <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会において、女性役員の割合が増えた ・会議等の会場の設定や後片付けを男女共に協力してやっている

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力や暴言が無くなるように、加害者は罰を受けると同的にケアされるように、被害者にはもっと手厚く優しく 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動の中で、女性のリーダーが増えた <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会において、女性役員の割合が増えた ・会議等の会場の設定や後片付けを男女共に協力してやっている ・団体活動の中で、女性のリーダーが増えた
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

家庭・地域グループ2

理想の男女共同参画 (こんな風になったらいい)	改善したいところなど (現状・問題)	男女共同参画に関する良い事例 など
<ul style="list-style-type: none"> ・まず、家庭で男女共にお互いを思い合う気持ち、意識を常に持ち生活を送る ・組織自体、婦人、女性と分けられているのだが、婦人会、女性会の廃止、組織改革の必要性 ・男女関係なく、夢を実現、地域づくりが行える、子育てをもっと楽しく ・性別に関係なく、誰もが社会のあらゆる分野で活躍できるようになったら良いなと思います 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事や子どもの世話などを妻がほとんどやっている ・以前、台所に立って、食器洗いをやっていただけで、祖父から男が台所に立つなと怒られた ・法事や旧盆の時、女性が準備をする役割になっている <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人会、女性会、女性消防団などの名称変更 ・地域では、まだまだ台所作業は婦人会の役割である ・女性という組織の廃止はあり得るのか、名称の変更を望む ・子育て支援に関するボランティアに男性の参加がほとんどない ・文化、歴史を辿ると、神事、祭事は女性である。変えられるのか ・ミス、ミスターでは有りか ・男女参画問題は、社会教育の中で、社会全体で行う教育改革 ・待機児童がいまだにある。ポイント制のあり方や、認可、認可外で実費負担があるのは変えるべき ・地域の行事での反省会などでも、上座には男性の方が座り、女性はいつも入口の近くにいる ・若者の支援の資源がない 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事を夫婦で分担して行うようになった ・料理をする男子が増えたと思う。子ども達と買い出しをする父親をよく見かけるようになった <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球、サッカー、ラグビーなど、男性がメインだったスポーツも、女性が行うようになり、少しずつ人気が出始めている <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナにより、シフト制導入を行い、安心して働く環境づくりをした ・女性の課長、係長が以前より増えてきた ・育児休業をとって、子どもと遊ぶ姿を見ると、どこの職場にもあってほしい育児休業が増えているのではないかと思う

理想の男女共同参画 (こんな風になったらいい)	改善したいところなど (現状・問題)	男女共同参画に関する良い事例 など
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で必要と思われる資源づくりに、そういう志がある人等を後押しする行政力がない <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性教育に対する取り組みが弱い ・学校をあきらめるのは女の子側 ・子どもたちの学校の送迎は、やはり母親の方が多いようだ。父親は、仕事が優先なのではないでしょうか 	

家庭・地域グループ3

理想の男女共同参画 (こんな風になったらいい)	改善したいところなど (現状・問題)	男女共同参画に関する良い事例 など
<ul style="list-style-type: none"> ・力仕事は、男任せでなくても良い。力の強い女性もいる ・男だからできる、女だからできないなどではなく、できることはどちらでも、できることを協力していくこと、いける社会、家庭 ・男女問わず、それぞれの持ち味を生かして、協力し、楽しみながらコミュニケーションがとれたら良い ・男女共にチャレンジが自由にできて、平等に暮らせる 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いの家庭において、仕事の理解。家での役割、お互い仕事をしている、育児の負担 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友人、先生からの言葉のかけ方。親しいからと誤解を受けるような目線、仕草、言葉のかけ方 <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育休など、長期休みが取得しやすい環境、さまざまな理解の必要性 ・有休の見える化をしてほしい ・パワーハラスメント。見た目、自分に不利益にならないかとマイナスから人を判断する ・パワーハラスメント。相手を思いやる心が欠けている。特に上司 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・考えと行動が矛盾している ・大人への教育の必要性。中学生へ「男、女らしく」と言っているのは大人が多い 	<p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てにおいて、子ども達から日頃の会話を聞き出して「自分ならどう思う」と問える環境作りを心がけている。子どもの居場所 ・家庭、生活で、出来る人が、出来ることをする ・男女年齢関係なく、協力している <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年会では女性の会長もみるようになった <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の校則の見直し。子ども達の意見を聞き、取り入れる。主体性、個人を認める ・制服の改善、スカート、ズボンが選べる。多様性の理解 <p>【職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナにより、シフト制導入を行い、安心して働く環境づくりをした ・女性の課長、係長が以前より増えてきた ・育児休業をとって、子どもと遊ぶ姿を見ると、どこの職場にもあってほしい育児休業が増えているのではないと思う

第2回市民ワークショップ結果

日時：2023年10月25日（水） 午後7時～9時

場所：名護中央公民館 第1・2研修室

【第2回市民ワークショップ参加者発表内容】

学校・職場グループ

No.	理想	問題（ギャップ）	解決策（アイデア）
1	・男性の仕事（やること）、女性の仕事（やること）の壁を子どもの時からつくらないようにするため、全て体験し、理解する、つまり、それぞれがお互いを理解し得る社会	・教育システム、伝統・行事システム、このような社会システム	・思いやりを育む、道徳教育
2	・（単純な話のだが）お互いの家事、仕事にリスペクトをもつことで「当たり前」に思わないレベルの高い家庭	・外で金を稼ぐのは男、家事をするのが女、地域行事を仕切るのが男、炊き出しや裏方は女という根深い現実。単に男上女下ではない	・「自分中心ではなく、皆中心」感謝を言葉にしよう。話を聞いて返事をしよう。家事も話もチャレンジしよう。当たり前を変えていこう
3	・家庭・地域・学校・職場でも、ひとり一人がお互いの立場を理解し合い、感謝し、楽しく意見が言えて協力し合う	・話し合えない、話をする機会がない	・家庭・地域・学校・職場でも、ひとり一人がお互いの立場を理解し合い、感謝し、楽しく意見が言えて協力し合う
4	・夫婦が対等な責任感で家事、育児ができていく家庭	・男は仕事をする、女は家事、育児をすることが長いので、責任感も偏っている	・リモートやフレックスなど、時間、場所に捉われない職場を増やし、夫婦がお互いサポートできる働き方を増やす
5	・休みを取りやすい社会に ・個性を認め合いましょう ・男女で協力して、より良い社会に	・職場の雰囲気で取りにくい ・首長やボスはまだまだ男性が多い ・年配の方の考えが古い	・休みを取りやすい環境づくり ・職場の規定の見直し ・時間が解決するはず ・女性がスキルアップできる研修の場を ・現在、活躍している女性を参考に
6	・気軽に相談できる社会	・平等と自由の区別が重要（自分勝手にならないように）	・ストレスチェックの活用。経営者、教育者の意識改革。良い意味でのトップダウン
7	・男女分け隔てなく、お互いが尊重しあい、自分らしく生きられる社会。選べる自由。夫婦はお互いが困っている時、何をしてあげられかが大切だと思う。それが自然にできる。	・男女混合名簿はできたが、未だに保育園から高校まで男女分けして整列させる	・一人ひとりの意識の改革。教育、六論、道徳
8	・一人ひとりの道があるので、周囲の目を気にすることなく、自分らしく生きられる社会	・男は仕事、女は家庭の固定 ・産休・育休（母親）取得しにくい環境である	・経営者側、もっと地域への男女参画の理念を伝える場を増やす

No.	理想	問題（ギャップ）	解決策（アイデア）
	<ul style="list-style-type: none"> づくり、歩む事ができる社会になってほしい 少子化対策のためには、産みやすさ、育てやすさの社会と職場づくり 地域でのコミュニケーションの場では、男女共に快く行動に移せる雰囲気づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 社会への進出のしやすさ。給料補償（男女問わず）ストレスを抱え、会話がでない 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の意見を言える場づくり
9	<ul style="list-style-type: none"> 賃金（基本給）の底上げ及び、各種手当の増額 家庭のサラリーが安定すればOK 男女ともに育休を気兼ねなく取得できる 	<ul style="list-style-type: none"> 育休手当が収入の6～7割程度。職員不足で休んだ時に補充がない（他の人にシワ寄せがくる） 	<ul style="list-style-type: none"> 育休取得時の収入100%保障 児童手当の増額等、出産、育児のメリットを前面に出す

地域・家庭グループ

No.	理想	問題（ギャップ）	解決策（アイデア）
1	<ul style="list-style-type: none"> 男だから、女だからということではなく、自由に好きな事ができる世の中であってほしいです 	<ul style="list-style-type: none"> 今まで両親の姿を見て、男は仕事、女は家（シーサーのごとく） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の方でも、若い世代の方でも、男女共同参画のことを話し合ってみたい
2	<ul style="list-style-type: none"> 性別でその人を見るのではなく、中身を見てほしい（ひとりの人間として） 	<ul style="list-style-type: none"> 生まれた時には、男・女と性別に分けられる。生きていく中で個人の中に生まれてくる性別がある。 男、女 ふたつのだけの選択がない世の中。男女という言葉 	<ul style="list-style-type: none"> 若い人の意見（たくさんの意見） 現代を生活している世代の意見を取り入れる 名護市に住んでいるジェンダーの方にもこういう場で話し合いに入れてほしい 外出できない方にもオンラインなどでの参加でワークショップ コミュニケーション、ゆんたく 生活しているだけで、皆、偉い 情報交換 認め合い（平等）
3	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と子育ての両立ができ、一人ひとりの人生の目標が達成される 一人ひとりの「やりたい、チャレンジ」に共感が得られ、応援される 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関することとして「母」への依存が強い 女性の役割が多い。母、職場、地域、たまに夫の子守り 「孤」が多くなってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 中高生、大学生、若いママやパパ、ジェンダーの方々の意見をもっと広く聞いていく 家庭、夫婦の中で役割分担をする。認め合う 自分たち（当事者）が主体になり、ルール作りや提案が気

No.	理想	問題（ギャップ）	解決策（アイデア）
			<p>軽にできて、若い世代へ伝えていく</p> <p>「コミュニケーション」「話し合う」等の場を多く</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・女性任せでなく、男性も家事、育児に参加できるようになったらいいなと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が長い間、家事をやってこなかったこともあり、いざ取り組んでも上手くできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性もできることから色々チャレンジする。女性もそのチャレンジに対して応援し、お互い協力し合う
5	<ul style="list-style-type: none"> ・平等になってほしい ・人に優しくしてほしい、したい ・家庭に入ったら「誰が偉い」とかなしで 	<ul style="list-style-type: none"> ・大人社会の中では、無意識に差別しているところがある ・稼いでいるから動かない、子どもと遊ばないなど、区別ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、自分が色々な世代とコミュニケーションをとり、情報交換の共有を若い人たちへと広めていきたい

3. 計画策定の経緯等

計画策定の経緯

年月日	内容
2022（令和4）年11月21日 ～12月2日	名護市男女共同参画に関する市職員意識調査
11月29日 ～12月23日	名護市男女共同参画社会づくりに関する事業所意識調査
12月13日 ～2023（令和5）年1月13日	名護市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査
12月15日 ～1月13日	名護市男女共同参画に関する中学生意識調査
1月16日、20日、25日	各課ヒアリング
8月23日	第1回名護市男女共同参画推進本部 ・第3次計画策定までのスケジュールについて ・計画の基本事項について
8月29日	第1回名護市男女共同参画推進本部幹事会 ・第3次計画策定までのスケジュールについて ・計画の基本事項について
10月3日	第1回名護市男女共同参画審議会（令和5年度第3回審議会） ・市長より諮問 ・第3次計画策定までのスケジュールについて ・計画の基本事項について
10月11日	第1回市民ワークショップ ・名護市の男女共同参画の現状に対する改善点、参考にしたい良い事例
10月25日	第2回市民ワークショップ ・理想の男女共同参画社会、その実現をさまたげる問題点、解決策
11月7日	第2回名護市男女共同参画推進本部幹事会 ・第3次計画骨子案（たたき台）について
11月13日	第2回名護市男女共同参画推進本部 ・第3次計画骨子案（たたき台）について
11月29日	第2回名護市男女共同参画審議会（令和5年度第4回審議会） ・第3次計画骨子案（たたき台）について
2024（令和6）年1月24日 ～1月29日	パブリックコメントの実施
1月30日	第3回名護市男女共同参画推進本部幹事会 ・第3次計画（素案）について
2月6日	第3回名護市男女共同参画審議会（令和5年度第5回審議会） ・第3次計画（案）について ・答申(案)について
2月13日	名護市男女共同参画審議会より、市長への答申
2月22日	第3回名護市男女共同参画推進本部 ・第3次計画についての検討、承認
2月28日	市長決裁（第3次名護市男女共同参画計画あい・愛プラン）

名護市男女共同参画審議会委員名簿

任期：2023（令和5）月9月1日～2025（令和7）年8月31日

氏名	役職	所属
平良 迪子	会長	市民（名護市女性ネットワーク協議会）
渡口 治	会長代理	名護市社会福祉協議会
宮城 八重子	委員	名護市女性ネットワーク協議会
岸本 能子	〃	名護市母子寡婦福祉会
玉城 福子	〃	名桜大学
新垣 日出人	〃	名護市PTA 連合会
具志頭 孝也	〃	名護市商工会青年部
宮城 いづみ	〃	市民（株式会社前田産業）

名護市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 15 年 2 月 13 日

告示第 5 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日告示第 78 号

平成 25 年 7 月 29 日告示第 124 号

平成 26 年 4 月 1 日告示第 66 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 73 号

平成 30 年 3 月 30 日告示第 65 号

平成 30 年 7 月 23 日告示第 122 号

令和元年 10 月 4 日告示第 165 号

令和 2 年 5 月 20 日告示第 126 号

令和 5 年 8 月 9 日告示第 151 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するため、名護市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する諸施策の推進に関する事項

(2) 男女共同参画について関係部課の総合調整に関する事項

(3) その他男女共同参画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長に副市長、副本部長に地域経済部長をもって充てる。

3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長に地域力推進課長、副幹事長に人事行政課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会は、推進本部に提示する事項について協議調整する。

6 幹事会は、幹事長が招集する。

(作業部会)

第 7 条 幹事会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、幹事会の幹事の下に所属する関係職員をもって充てる。

(庶務)

第 8 条 推進本部の庶務は、地域経済部において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 17 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日告示第 78 号)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 29 日告示第 124 号)

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日告示第 66 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日告示第 73 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日告示第 65 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 23 日告示第 122 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 4 日告示第 165 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和 2 年 5 月 20 日告示第 126 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 9 日告示第 151 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

推進本部
副市長
総務部長
企画部長
地域経済部長
市民部長
福祉部長
こども家庭部長
農林水産部長
建設部長
環境水道部長
教育次長
消防長

別表第 2 (第 6 条関係)

地域力推進課長
人事行政課長
企画政策課長
子育て支援課長
社会福祉課長
健康増進課長
商工・企業誘致課長
学校教育課長